



山形県公報

平成18年4月7日(金)
第1731号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....(商業経済交流課)...607

### 告 示

知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(村山総合支庁福祉課)...609  
 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....(同)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...610  
 山形県老人保健措置費負担金交付規程を廃止する規程.....(長寿社会課)...同  
 土地改良事業の計画変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 同.....(同)...611  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同

### 正 誤

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第75号

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年2月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中第1項を次のように改める。

|                  |                                                        |                                                                             |
|------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 経営革新計画承認グループ事業 | 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの | (1) 事業を実施する者の代表者<br>(2) 事業を実施するすべての者(連名で貸付けを受ける場合に限る。)<br>(3) 事業を実施するそれぞれの者 |
|------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

第3条の表第14項貸付対象事業の欄中「業務」を「業務のうち、同項第3号八に掲げる業務に係るもの」に改め、「に行う施設の整備」及び「(第12項に掲げるものを除く。)」を削り、同項を同表第16項とし、同表第13項貸付対象事業の欄中「業務」を「業務のうち、同項第3号八に掲げる業務に係るもの」に改め、「に行う施設の整備」及び「(第11項に掲げるものを除く。)」を削り、同項を同表第15項とし、同表第8項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、同表第7項貸付対象事業の欄中「組合員の」を「組合員等の」に改め、同項を同表第9項とし、同表中第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

|                   |                                          |                                                                             |
|-------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 4 総合効率化計画認定グループ事業 | 政令第2条第1項第1号八に掲げる事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの | (1) 事業を実施する者の代表者<br>(2) 事業を実施するすべての者(連名で貸付けを受ける場合に限る。)<br>(3) 事業を実施するそれぞれの者 |
|-------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

第3条の表中第1項の次に次の1項を加える。

|                          |                                                               |                                                                             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業 | 政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓に係る事業であつて、知事が別に定める要件に該当するもの | (1) 事業を実施する者の代表者<br>(2) 事業を実施するすべての者(連名で貸付けを受ける場合に限る。)<br>(3) 事業を実施するそれぞれの者 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|

第4条第1号中「前条の表第9項又は第10項」を「前条の表第11項又は第12項」に、「」に対する「」が専有する施設に係る」に改め、同条第2号中「前条の表第4項、第5項又は第7項から第9項まで」を「前条の表第6項、第7項又は第9項から第11項まで」に改め、同条第3号中「次条」を「次条及び第7条」に改め、同号イ中「前条の表第1項から第10項までに掲げる事業のうち、過去にこの規則に基づく資金の」を「過去にこの規則に基づき、前条の表第1項から第12項までに掲げる事業のいずれかに係る」に改め、同号ロ中「前条の表第9項」を「前条の表第11項」に改め、同条第4号中「前条の表第1項から第10項まで」を「前条の表第1項から第12項まで」に、「第11項から第14項まで」を「第13項から第16項まで」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前条の表に規定する事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める要件に該当するものに対する貸付け(次条及び第7条において「緊急健康被害等防止貸付け」という。)

第5条第2号及び第3号ロ中「以内」を「以内(小規模事業者貸付けに該当する場合は、整備資金の100分の90以内)」に改め、同号ハ中「イ及びロに掲げる貸付け以外の」を「普通貸付けに係る」に、「以内」を「以内(第3条の表第2項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の100分の90以内)」に改め、同条第4号中「以内」を「以内(第3条の表第2項に掲げる事業に係る貸付けについては、整備資金の100分の90以内)」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急健康被害等防止貸付け 整備資金の100分の90以内で知事が定める額

第7条第1項中「第3条の表第1項から第10項まで」を「第3条の表第1項から第12項まで」に、「同表第11項及び第12項」を「同表第13項及び第14項」に、「又は災害復旧貸付け」を「、災害復旧貸付け又は緊急健康被害等防止貸付け」に改め、同項第1号中「第3条の表第3項」を「第3条の表第5項」に改め、同項第2号中「第3条の表第5項又は第9項」を「第3条の表第7項又は第11項」に改め、同項第3号中「第3条の表第6項」を「第3条の表第8項」に改め、同項第4号中「第3条の表第9項又は第10項」を「第3条の表第11項又は第12項」に改め、同項第5号中「第3条の表第1項から第3項まで、第5項、第6項、第9項又は第10項」を「第3条の表第1項から第5項まで、第7項、第8項、第11項又は第12項」に改め、同項第6号中「第3条の表第5項又は第10項」を「第3条の表第7項又は第12項」に改め、同項第7号中「第3条の表第9項」を「第3条の表第11項」に改め、同項第8号中「第3条の表第3項」を「第3条の表第5項」に改め、同項第9号中「第3条の表第6項」を「第3条の表第8項」に改め、同項第10号中「第3条の表第4項」を「第3条の表第6項」に改め、同表第11号中「第3条の表第3項、第5項、第9項又は第10項」を「第3条の表第5項、第7項、第11項又は第12項」に改め、同項第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 第3条の表第4項、第5項(特定中小企業団体の行う事業に限る。)、第7項、第10項、第11項又は第12項に掲げる事業のうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けであつて、知事が別に定める要件に該当するもの

(13) 削除

第7条第1項第14号中「第3条の表第5項、第6項、第8項又は第9項」を「第3条の表第7項、第8項、第10項又は第11項」に改め、同項第15号中「第3条の表第5項、第6項又は第9項」を「第3条の表第7項、第8項又は第11項」に改め、同項第16号中「第3条の表第3項、第5項」を「第3条の表第5項、第7項」に、「第9項又は第10項」を「第11項又は第12項」に改め、同項第17号中「第3項から第9項まで」を「第5項から第11項まで」に、「中小企業経営革新支援法第5条第2項」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第10条第2項」に改め、同項第18号中「第3条の表第2項から第7項まで又は第9項」を「第3条の表第3項

から第9項まで又は第11項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 第3条の表第2項に掲げる事業に係る資金の貸付け（施設再整備貸付けを除く。）

第7条第2項中「年利1.05パーセント」を「年利0.80パーセント」に改める。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該計算した額の違約金の一部又は全部を徴収しないことがある。

第28条第1号中「第3条の表第9項」を「第3条の表第11項」に、「行うものに対する」を「専有する施設に係る」に改め、同条第2号中「第3条の表第4項、第5項、第7項から第9項まで」を「第3条の表第6項、第7項、第9項から第11項まで」に改め、同条第3号中「第3条の表に」を「第3条の表第1項、第3項又は第5項から第11項までに」に、「第3条の表第9項」を「第3条の表第11項」に改め、同号八及び同条第4号中「以内」を「以内（第3条の表第2項に掲げる事業に係る貸付けを行うために貸付けを受ける場合については、90分の10以内）」に改め、同条第5号中「第3条の表」を「第3条の表第1項から第11項まで」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 機構が、第3条の表第1項から第11項までに掲げる事業のうち事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであつて、知事が別に定める要件に該当するものに対する貸付けを行うために貸付けを受ける場合 所要資金の90分の23以内で知事が定める額

第33条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該計算した額の違約金の一部又は全部を徴収しないことがある。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

**告 示**

山形県告示第389号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                   | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地 | グループホームれもんはうす<br>山形市南一番町6番17号 | 地域生活援助       | 平成18. 3.13 |

山形県告示第390号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                   | 事業所の名称及び所在地                              | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|------------|
| 特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会<br>山形市鉄砲町一丁目14番53号 | 児童デイサービスセンター<br>ぱち・ぐ～<br>山形市鉄砲町一丁目14番53号 | 児童デイサービス  | 平成18. 3.17 |

山形県告示第391号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                                        | 居宅サービスの種類    | 指定年月日      |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------|------------|
| 株式会社ケアネット徳洲会<br>千葉県船橋市習志野台一丁目25番12号 | 認知症対応型共同生活介護<br>グループホームふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519 - 2 | 認知症対応型共同生活介護 | 平成18. 3.29 |

山形県告示第392号

山形県老人保護措置費負担金交付規程を廃止する規程を次のように定める。  
平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県老人保護措置費負担金交付規程を廃止する規程

山形県老人保護措置費負担金交付規程（昭和38年12月県告示第1098号）は、廃止する。

附 則

この規程は、交付の日から施行する。

山形県告示第393号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
山口・田麦野土地改良区（維持管理事業）
- 2 認可年月日  
平成18年3月27日

山形県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営柏木山地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営柏木山地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成18年4月10日から同年5月11日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成18年4月7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称

- 今野川土地改良区  
 2 事務所の所在地  
 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地  
 3 認可年月日  
 平成18年 3月30日

山形県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
 平成18年 4月 7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
 月光川土地改良区  
 2 事務所の所在地  
 飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地  
 3 認可年月日  
 平成18年 3月30日

山形県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年 4月 7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年 4月 7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道  
 2 路 線 名 鶴子尾花沢線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                             | 延 長                    |
|-------------------------------------|------|-----------------------------------|------------------------|
| 尾花沢市新町三丁目3287番 9 から<br>同 4842番 1 まで | 旧    | 10.5 <sup>メートル</sup><br>と<br>9.8  | <sup>メートル</sup><br>106 |
| 同 上                                 | 新    | 12.1 <sup>メートル</sup><br>と<br>10.4 | 同 上                    |

山形県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課において平成18年 4月 7日から同月20日まで縦覧に供する。

平成18年 4月 7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 新田神町停車場線  
 2 供用開始の区間 東根市神町東二丁目9089番324から  
 同 神町中央一丁目91番 3 まで  
 3 供用開始の期日 平成18年 4月 7日

山形県告示第399号

次の開発行為は、完了した。  
 平成18年 4月 7日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号

平成18年2月28日 指令村総建第5062号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西村山郡河北町谷地字東731番2、731番3、731番4、732番1、732番2、732番3、733番、756番3、779番3、779番4、779番5、1529番、1530番、1531番、1532番1、1532番2、1532番3、1533番、1534番、2059番、2060番、2061番、2062番、2063番1、2063番3、2064番1、2064番2、2066番、チ2314番1、チ2314番2、チ2314番3、チ2315番、チ2316番、チ2317番2、チ2318番、チ2319番2、西村山郡河北町谷地字下野二2600番2、二2671番4、二2671番5、二2676番2、2677番4、二2677番6、西村山郡河北町谷地字東733番先、756番3先、2061番先、西村山郡河北町谷地字下野二2600番2先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東京都大田区南千束三丁目32番2号  
磐田電工株式会社

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番号  | ページ | 行    | 誤       | 正        |
|------------|--------|-----|------|---------|----------|
| 平成18. 3.22 | 第1726号 | 353 | 下から6 | 立谷川(全域) | 立谷沢川(全域) |
| 同 3.31     | 第1729号 | 594 | 8    | 定める。    | 改める。     |